

多摩市地区計画区域内における行為の届出の手引き

1 届出手続及び審査について

- (1) 地区計画区域内における行為の届出は、窓口へ持参するほか、郵送により提出することができる。郵送により提出する場合は、副本返送用の封筒を同封すること。
なお、返送用の封筒は、配達状況が確認できるもの(レターパックライト等)とし、返送先を明記すること。
- (2) 届出書及び図面は、正本及び副本各 1 部を提出すること。
※提出書類はA4判とし、A3判以上の図書は片袖折り(Z折り)とする。
- (3) 委任状の提出は不要とする。
- (4) 届出内容を審査し、地区計画に適合していると認められる場合は、適合通知書を交付する。
なお、審査には通常 1 週間から 10 日程度を要するが、書類に不備がある場合や届出が集中した場合は、さらに日数を要することがある。

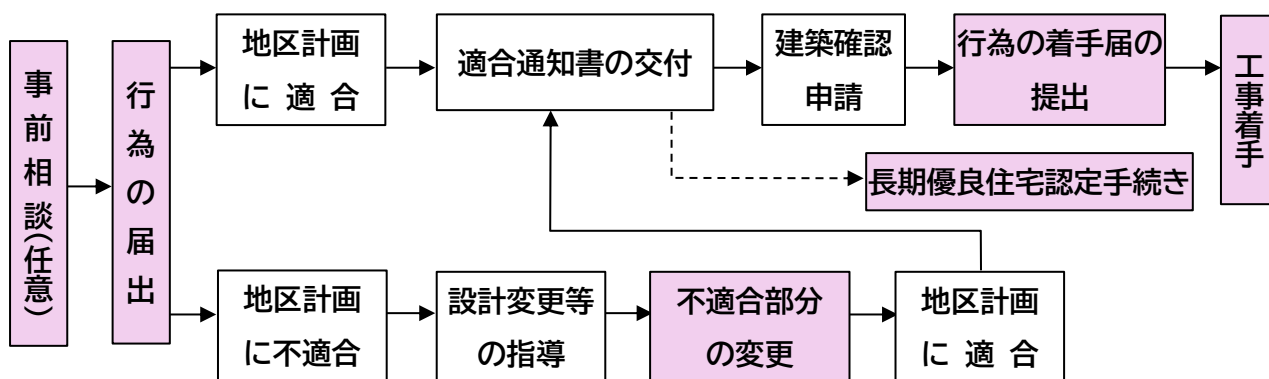
2 届出必要書類

- (1) 「地区計画の区域内における行為の届出書」【第1号様式】
- (2) 「同意書」【第4号様式】
- (3) 案内図(縮尺 1/2000 程度)
- (4) 敷地面積求積図(縮尺 1/100 以上)・算定表
- (5) 建築面積及び延べ面積の求積図(縮尺 1/100 以上)・求積計算書
 - 延べ面積と容積対象延べ面積(容積率の算定の基礎となる延べ面積)が異なる場合は、それぞれについて求積図および求積計算書を作成すること。
- (6) 建物配置図(縮尺 1/100 以上)
 - 隣地境界線及び道路境界線から外壁又はこれに代わる柱の面までの有効寸法について、各壁面ごとの最小寸法を「有効寸法〇,〇〇〇mm」の形式で記載すること。
 - 道路に面する垣又はさくを既存のまま使用する場合は、第 1 号様式の「垣又はさくの構造」欄及び建物配置図に「既存使用」と記載すること。なお、構造図の添付は不要とする。
- (7) 各階平面図(縮尺 1/50 以上)
- (8) 立面図(縮尺 1/100 以上)
 - 最高高さ及び軒高を明記すること。
 - 屋根及び外壁の色彩を明記すること。なお、色彩については、白系、黒系、ベージュ系など、色味が分かる程度の記載で可とし、マンセル値の記載までは要しない。
- (9) その他、地区計画の制限に係る垣又はさくの構造、屋外広告物等の図面(縮尺 1/50 以上)

3 手続上の留意事項

- (1) 建築確認申請が必要な行為を行う場合は、地区計画の届出を行い、「適合通知書」【第3号様式】の交付を受けた後に建築確認申請を行うこと。
- (2) 建築確認申請が不要な行為は、工事着手の30日前までに地区計画の届出を行い、「適合通知書」【第3号様式】の交付を受けた後に着手すること。
- (3) 地区計画の適合内容に変更が生じた場合は、速やかに「変更届出書」【第2号様式】を提出すること。なお、変更前後の内容を確認できる図書を添付すること。
- (4) 行為の着手当日までに、「着手届」【第5号様式】を提出すること。
- (5) 地区計画施行時において、敷地面積が建築物の敷地面積の最低限度を下回っている場合は、既得権が認められる場合があるため、地区計画の届出時に既得権を証明する資料(登記簿謄本等)を添付すること。

4 手続きの流れ



【問合せ先】

■ 地区計画(届出書提出先)

多摩市役所 都市計画課 指導係
〒206-8666 多摩市関戸 6-12-1
Tel042-338-6866(直通)
Fax042-339-7754

■ 建築確認申請に関する問合せ

東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課
〒190-0022 東京都立川市錦町 4-6-3
Tel042-548-2058(直通)